

第19回 桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会

日時：令和5年9月9日（土）

10時00分～11時50分

場所：ふれあいプラザさくら 2階 多目的室

参加者数：11名

※令和4年度に実施したアンケート調査で意見が分かれた「建物の隣棟間隔」に関するルールと、「危険なブロック塀」に関するルールの詳細について意見交換をしました。

【意見まとめ】

「建物の隣棟間隔」のルールについて

令和4年度に実施したアンケート調査で意見が分かれた「物置・自動車車庫」の扱いについて議論しました。

- ルールの対象となる物置や自動車車庫の設置状況に関する現地調査について、隣地境界線との間隔が60cmよりも明らかに広いものはあったか。
⇒概ね50cm程度で、1m程度の広い間隔があるものはなかった。（事務局）
- アンケートの結果では賛成と反対が拮抗しているため、どちらの意見も軽視できない。ただ、アンケート結果では「災害時の避難路の確保」という視点からも意見が挙がっており、自動車車庫（カーポート）は柱と車の間を通行することができるが、物置の場合は通ることができない。自動車車庫（カーポート）と物置は分けて検討すべきと考える。
- 現在のルールの目的には、「災害時の避難路の確保」に関する視点が含まれていない。物置と自動車車庫（カーポート）を分けて考える根拠となる部分になるため、ルールの目的に加えた方が良いのではないか。
⇒「隣棟間隔のルール」の協議会案として、物置は制限の対象、住宅等に附属する場合の屋根・柱のみで構成される自動車車庫及び自転車駐輪場は制限の対象外とし、目的に「災害時の避難路の確保」を追加して進めていきたい。（事務局）

「危険なブロック塀」のルールについて

これまでのルールの協議会案の「透視可能なもの」という表現について再検討しました。

- 現状のルールの協議会案では、避難路の閉塞を防ぐことを目的としているため、プライバシーの面から「透視可能なもの」という点に反対している人は納得できないのではないかと。ルール設定の参考とした他地区ではなぜ「透視可能なもの」という文言が加えられたのか、経緯を教えて欲しい。
⇒他地区では見通しが良いことで防犯上有効とされていることから「透視可能なもの」を採用した。（事務局）
- 透視可能なフェンスは防犯面の効果がある反面、人目が気になる。特に、若い世代や子育てをしている方は気にするのではないかと。人目を気にする人はカーテンを閉め切ることになってしまうと思う。
- 「透視可能なもの」とは制限せず、プライバシーと防犯のどちらを優先するかは個人の判断としてはどうか。本ルールはあくまでブロック塀の倒壊による人的被害を防ぐために、軽量なものとするまでを規定すればよいのではないかと。
- 「透視可能なもの」という制限は設けず、防犯上の理由から「透視可能なもの」を推奨することは可能か。「建物の外観のルール」における色彩に関する考え方と同じように、考え方を示すことはできないか。
⇒地区計画では整備方針と整備計画を定める必要があり、整備方針に「透視可能なもの」と記載できるか検討する。併せて、地区計画のパンフレットにも記載できるか検討する。まちづくりルールの中では、「透視可能なもの」は制限とせず、ご意見のとおり「軽量な」フェンスという表現で見直したい。（事務局）

